

第2回 相模原市・城山町合併協議会

日時：平成18年5月9日（火）午後1時30分から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原市・城山町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL(042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議 事

<協議事項>

協議第33号 相模原市・城山町合併市町村基本計画について……………	1
-----------------------------------	---

そ の 他

(1) 「合併したらどうなるの？わたしたちのまちと生活一身近なサービスと負担」 について……………	3
(2) 相模原市及び城山町における説明会の実施について……………	4
(3) 相模原市と城山町による合併協定の概要について……………	6
(4) 今後の協議会開催日程（案）について……………	11

協議第 33号

相模原市・城山町合併市町村基本計画について

相模原市・城山町合併市町村基本計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成18年5月9日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

合併まちづくり計画（案）の藤野町委員への説明について（平成 18 年 4 月 27 日実施）

1. 合併まちづくり計画関連の意見

意見の要旨

◆意見

- 都市内分権について、地域協議会では住民同士がしっかりと議論できる仕組みが必要である。
- 水源環境保全税を利用した施策をまちづくり計画に盛り込んでいただきたい。
- 各町の状況を考慮していただき、観光振興を重点施策として行ってほしい。
- 小学校統廃合後の跡地利用について、住民の要望を聞き、市として早急に方針を出してほしい。

2. その他の意見・質問

意見・質問の要旨

◆意見

- （仮称）北地区保健福祉センターの整備とはどの地域を指しているのか。4 町の中には保健福祉の機能を持っている町と持っていない町がある。安心してできるよう 4 町地区における保健福祉機能の充実をお願いしたい。

◆質問

- 各種団体について、これまで 4 町の中で活動していたが、活動ができなくなって解散するような状況を迎えているところもある。もう少し柔軟に考えられないか。
- 新市になって、現在の町の事業等が具体的にどのようなようになるのか分からないので、町民の中に誤解も生じているようだ。もう少し、具体的に説明ができたならばと考えるがいかがか。
- 地域協議会について、教えていただきたい。

その他

(1)「合併したらどうなるの？わたしたちのまちと生活—身近なサービスと負担—」 について

○ 目 的

相模原市・城山町合併協議会における協議結果をもとに、相模原市と城山町が合併した場合の住民に身近な「サービス」と「負担」について、周知するもの

○ 周知の内容

別紙「合併したらどうなるの？わたしたちのまちと生活—身近なサービスと負担—」のとおり

○ 周知の方法

- ・ 出張所、公民館など相模原市内及び城山町内の公共施設窓口での配架
- ・ 相模原市及び城山町で実施する説明会などの資料として配布
- ・ 城山町の全世帯に配布

(2) 相模原市及び城山町における説明会の実施について

相模原市・城山町合併協議会での協議の内容をもとに、合併した場合の地域の将来像などについて説明を行うとともに、市町の住民の意見を伺うことを目的に実施するもの。

《相模原市》

■日程及び開催会場

日 時		会 場	日 時		会 場
5月11日(木)	午後7時	大野南公民館	16日(火)	午後7時	大野中公民館
13日(土)	午後2時	星が丘公民館			19日(金)
		新磯公民館	大沢公民館		
	午後7時	清新公民館	20日(土)	午後2時	
田名公民館		麻溝公民館			
14日(日)	午後2時	上溝公民館	21日(日)	午後7時	光が丘公民館
		相模湖総合事務所			午後2時
	午後7時	相武台公民館			午後4時
津久井文化福祉会館		午後7時	小山公民館		
15日(月)	午後7時	橋本公民館	※各会場とも2時間程度を予定 定員100人(先着順)		
		中央公民館			

■内 容

- 合併協議の経過について
 - ・これまでの津久井郡各町との合併協議の経過
 - ・城山町との合併協議の進め方
 - ・合併の背景
- 城山町の紹介
 - ・スライドによる城山町の紹介
- 合併した場合の身近なサービスと負担などについて
 - ・協議内容等に基づき、基本4項目、新市の行政組織、主なサービス、負担等について説明
- 合併まちづくり計画(案)について
 - ・地域の概況
 - ・まちづくりの基本方針
 - ・基本目標と施策体系
 - ・財政推計

■周知方法

- 広報さがみはら(5月1日号・5月15日号)、市ホームページ、各地区の地域情報紙、合併協議会だより(5月1日号・5月15日号)
- 5月1日から各会場にチラシ、ポスターを配布・掲示

《城山町》

■日程及び開催会場

日 時		会 場	日 時		会 場
5月9日(火)	午後7時	城北センター	14日(日)	午後7時	若葉台会館
10日(水)	午後7時30分	小倉自治会館	15日(月)	午後7時30分	久保沢自治会館
11日(木)	午後7時	小松自治会館	16日(火)	午後7時	向原自治会館
12日(金)	午後7時	都畑自治会館	17日(水)	午後7時30分	葉山島センター
13日(土)	午後1時	町屋自治会館	18日(木)	午後7時30分	中沢自治会館
	午後7時	原宿自治会館	19日(金)	午後7時	谷ヶ原自治会館

※各会場とも2時間程度を予定

■内 容

○合併協議の経過について

- ・これまでの相模原市との合併協議の経過
- ・相模原市との合併協議の進め方
- ・合併の背景

○合併した場合の身近なサービスと負担などについて

- ・協議内容等に基づき、基本4項目、新市の行政組織、主なサービス、負担等について説明

○合併まちづくり計画(案)について

- ・地域の概況
- ・まちづくりの基本方針
- ・基本目標と施策体系
- ・財政推計

■周知方法

- 町広報紙（5月1日号・5月15日号）、町ホームページ、自治会回覧、合併協議会だより（5月1日号・5月15日号）
- 5月1日から町役場でチラシを配布

(3) 相模原市と城山町による合併協定の概要について

相模原市と城山町による合併協定の概要

1 合併の方式

相模原市に編入する編入合併

2 合併の期日

平成19年3月11日

3 新市の名称

相模原市

4 新市の事務所の位置

現在の相模原市役所

5 議会議員の定数及び任期の取扱い

相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される城山町を選挙区として、2人の議会議員を選出。

6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

城山町の農業委員会は、相模原市西農業委員会に統合する。

城山町の農業委員会の選挙による委員であった者は、相模原市西農業委員会の委員の残任期間、同農業委員会委員として在任する。

相模原市西農業委員会の委員の残任期間経過後の選挙による委員の数は次のとおり

区 域	委 員 数
相模原市東農業委員会	20人
相模原市西農業委員会	15人

7 特別職の身分の取扱い

城山町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）は、合併の期日の前日をもって失職する。

8 一般職の職員の身分の取扱い

城山町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。

9 財産の取扱い

城山町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。

城山町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐ。

10 条例、規則等の取扱い

相模原市の条例、規則等を適用する。

11 事務組織及び機構の取扱い

城山町の役場は、総合的な事務所とする。

12 行政連絡機構の取扱い

(1) 行政連絡機構及び行政連絡業務は、合併時は現行どおりとし、3年を目途に見直しを行う。行政連絡業務のうち、広報紙の配布は、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。

(2) 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行う。

13 慣行の取扱い

市章、市の花、木、鳥、色、市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。

14 公共的団体等の取扱い

(1) 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

15 町名・字名の取扱い

(1) 相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。

(2) 城山町の区域内の町（字）の区域は、原則として現行のとおりとする。

(3) 城山町の区域内の町（字）の名称は、町の意向を尊重する。

16 土地利用の取扱い

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する。

17 上下水道事業の取扱い

(1) 水道事業

現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 下水道事業

ア 公共下水道事業受益者負担金制度は、合併時に相模原市の制度に統合（ただし、合併前に事業認可を受けた区域で事業認可期間内（平成24年3月まで）での整備については、城山町の負担金額を引き続き適用）する。

イ 公共下水道事業受益者分担金制度は、合併時に相模原市の制度を適用する。

ウ 公共下水道使用料は、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。（なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。）

18 地方税の取扱い

(1) 個人市町民税の均等割及び所得割の税率は、現行のとおりとし、普通徴収の納期は、相模原市の制度に統合する。

(2) 法人市町民税の均等割の税率は、現行のとおりとする。

法人税割の税率は、相模原市の制度に統合する。

ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

(3) 固定資産税の税率は、現行のとおりとし、納期は、相模原市の制度に統合する。

(4) 軽自動車税の税率は、相模原市の制度に統合する。

(5) 事業所税は、相模原市の制度を適用する。（ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。）

(6) 都市計画税の税率は、現行のとおりとし、納期は、相模原市の制度に統合する。

(7) 入湯税の税率は、相模原市の制度を適用する。

19 国民健康保険事業の取扱い

合併時に相模原市の制度に統合する。

20 介護保険事業の取扱い

合併時に相模原市の制度に統合する。

21 保健衛生事業の取扱い

相模原市の制度に統合する。（ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。）

22 使用料、手数料の取扱い

(1) 施設等の使用料は、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 道路、河川等の占用料は、原則として相模原市の制度に統合する。

(3) 手数料は、原則として相模原市の制度に統合する。

2 3 補助金、交付金等の取扱い

- (1) 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する。

2 4 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合の取扱い

城山町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2) 事務の委託の取扱い

ア 公平委員会事務委託 イ 公共下水道使用料徴収事務委託

ウ 一般廃棄物処理事務委託 エ 消防事務委託

合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(3) 土地開発公社の取扱い

城山町に設置されている土地開発公社は、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

(4) 第3セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等は、新市において存続する。

2 5 消防団の取扱い

合併時に相模原市の消防団に統合するが、城山町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

2 6 防災事業の取扱い

相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

2.7 地域自治区等の設置及び都市内分権

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、合併新法に基づく地域自治区を設置する。

名 称	設 置 期 間
城 山 町 地 域 自 治 区	平成19年3月11日～平成23年3月31日まで

地域自治区には、地域協議会の庶務や地域振興などの事務を行う「地域自治区事務所」を設置する。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
城 山 町	相模原市城山町久保沢 一丁目3番1号	城 山 町 地 域 自 治 区 事 務 所	合併前の城山町の区域

地域住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。

(定数：30人以内、任期：2年以内、報酬：無)

2.8 各種事務事業の取扱い

※ 「調整方針一覧」が記載されます。

2.9 合併市町村基本計画

「相模原市・城山町合併基本計画」

(4) 今後の協議会開催日程(案)について

第3回 相模原市・城山町合併協議会(予定)

- ◇ 日時：平成18年5月31日(水) 午前10時から
- ◇ 場所：けやき会館 5階 大樹の間